

令和8年狛江市教育委員会第3回定例会会議録

日 時 令和8年3月6日(金) 15:00~16:00

場 所 狛江市4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 齊藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育政策監 鈴庄 美苗

教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介

教育部調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

社会教育課長 金築 宏美

文化財担当副主幹 宇佐美 哲也

図書館長 加藤 達朗

傍 聴 2名

1 付議案件

(1) 議案第19号

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(2) 議案第20号

組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則

(3) 議案第21号

狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則

(4) 議案第22号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

(5) 議案第23号

狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(6) 議案第24号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱

(7) 議案第25号

組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱

(8) 議案第26号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

(9) 議案第27号

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱

(10) 議案第28号

(仮称)西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱

(11) 議案第29号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱

- (12) 議案第 30 号
 狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱
- (13) 議案第 31 号
 狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (14) 議案第 32 号
 狛江市文化財の指定について
- (15) 議案第 33 号
 狛江市社会教育関係委員の委嘱について

2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 組織改正に伴う関係教育委員会要領を廃止する要領について
- (2) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について
- (3) 令和 7 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果狛江市の状況について
- (4) 令和 7 年度学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (6)

教育長

ただいまから、令和 8 年狛江市教育委員会第 3 回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第 19 号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、付議案件(2)議案第 20 号「組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則」、付議案件(6)議案第 24 号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件(7)議案第 25 号「組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

また、事務報告(1)「組織改正に伴う関係教育委員会要領を廃止する要領について」も関連しますので、併せて報告を求めます。

本件は、令和 8 年 4 月 1 日付け組織改正に伴い、教育委員会事務局の分掌事務及び教育委員会後援名義等使用承認事務の事務処理について、所要の改正を行うとともに、市長部局に移管する事務に関する教育委員会規則・要綱・要領を廃止するものです。詳細は、学校教育課長及び社会教育課長より説明します。

学校教育課長 付議案件（１）議案第19号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び付議案件（６）議案第24号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱」について、補足説明をします。

本件は、令和8年4月1日付け組織改正に伴い、スポーツに関する事務が市長部局に移管するため、教育委員会事務局の分掌事務及び社会教育課が行う教育委員会後援名義等使用承認事務について、改正するものです。

まず、本規則の改正の内容は、教育委員会事務局の各部署における分掌事務を規定する別表第2について、社会教育課社会教育系のスポーツに関する事務の記載を削除するものです。

次に、本要綱の改正の内容は、社会教育課が行う事務処理の対象団体から「体育・スポーツ等の活動を目的とする団体」を削除するものです。

なお、本規則及び本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

社会教育課長 付議案件（２）議案第20号「組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則」及び付議案件（７）議案第25号「組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱」について、補足説明をするとともに、事務報告（１）「組織改正に伴う関係教育委員会要領を廃止する要領について」、報告します。

本件は、令和8年4月1日の組織改正において、社会教育課からスポーツに関する業務が市長部局に新設される文化スポーツ振興課に移管されることに伴い、廃止を行うもので、市長部局側で、再度新規に制定されるものです。

なお、本要領については、教育長決裁にて廃止しました。

本規則、本要綱及び本要領ともに、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第19号「狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、付議案件（２）議案第20号「組織改正に伴う関係教育委員会規則を廃止する規則」、付議案件（６）議案第24号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（７）議案第25号「組織改正に伴う関係教育委員会要綱を廃止する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 付議案件（１）議案第19号、付議案件（２）議案第20号、付議案件（６）議案第24号及び付議案件（７）議案第25号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（３）議案第21号「狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」並びに付議案件（４）議案第22号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、学齢簿システム及び就学援助システムの標準化、並びに要保護児童生

徒援助費補助金の単価の引上げに伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件は、学齢簿システム及び就学援助システムの標準化に伴い、文部科学省の就学事務システム学齢簿編制等標準仕様書及び就学事務システム就学援助標準仕様書が示す様式に、市の様式を改めるものです。

なお、学齢簿システム及び就学援助システムの本稼働を予定している令和8年3月中旬以降に対象者データの入力等を行った後、両規則ともに令和8年6月1日から施行します。

また、「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」については、要保護児童生徒援助費補助金に関する文部科学省からの通知に伴い、新入学学用品費の単価の引上げを行います。

なお、こちらについては、公布の日からの施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（3）議案第21号「狛江市立学校児童生徒の指定校の変更に関する規則及び狛江市立学校児童生徒の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則」並びに付議案件（4）議案第22号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（3）議案第21号及び付議案件（4）議案第22号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（5）議案第23号「狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について、審議します。

本件は、狛江市通学路安全対策推進会議において、事務の合理性や効率性の観点から、会長及び副会長の選定方法を互選から充て職に改めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本規則は、狛江市通学路安全対策推進会議の会長及び副会長について、互選による決定を行っていましたが、通学路に関する事務を学校教育課、通学路の補修や修繕等を道路交通課が所管しているため、事務の合理性や効率性の観点から、会長を「学校教育課長」、副会長を「道路交通課長」の充て職による決定に変更するものです。

なお、本規則については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（5）議案第23号「狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に

関する規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（５）議案第23号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（８）議案第26号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、東京都の最低賃金の引上げに伴い、学習支援員等の謝礼金上限額の引上げ等を行うほか、所要の改正を行うものです。詳細は、教育政策監より説明します。

教育政策監 本件は、地域全体で子どもの学びを支える環境構築に向け、市・学校・地域の連携体制や、学校と地域の橋渡し役となる地域コーディネーター等について定める「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱」の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、放課後等に児童・生徒の学習支援を行う学習支援員の報酬単価について、東京都の最低賃金の引上げに伴い1,170円から1,230円に変更するものです。

なお、本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（８）議案第26号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（８）議案第26号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（９）議案第27号「海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導について、対象要件を改めるほか、様式を追加する等、所要の改正を行うものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本要綱は、狛江市立小・中学校に在籍する、海外からの帰国児童・生徒等のうち、日本語の使用に不慣れなため、学校生活に支障があると認められる者に対して、日本語指導を実施するに当たって必要な事項を定めています。

今回、これまで本事業の対象児童・生徒の審査基準としてきた文部科学省が定めるJSL評価参照枠が撤廃となることに合わせ、対象要件を、「狛江市教育委員会が実施する日本語能力を評価する試験の結果、日本語指導が必要と認められる帰

国児童・生徒等」に改めるものとし、合わせて、これまで様式登録のなかった申請・実施可否決定に係る様式を登録します。

なお、本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（9）議案第27号「海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（9）議案第27号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（10）議案第28号「（仮称）西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱」について、審議します。

本件は、（仮称）西和泉体育施設について、条例や計画において位置付けがされているため、本要綱を廃止するものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本要綱は、（仮称）西和泉教育施設の施設の位置付けについて、規定していますが、施設の設置及び暫定活用については、狛江市体育施設条例第2条に規定されていること、「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画」において、整備の方針が示されていることから、廃止するものです。

なお、本要綱については、公布の日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（10）議案第28号「（仮称）西和泉教育施設の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって付議案件（10）議案第28号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（11）議案第29号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱」について、審議します。

本件は、国のスポーツによる地域活性化推進事業の申請要件を満たすために設置する、狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会について、今後当該事業を申請する予定がないため、本要綱を廃止するものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本要綱は、国の補助事業であるスポーツによる地域活性化推進事業の申請要件

を満たすために設置する委員会について規定した要綱ですが、令和6年度及び7年度には提出した申請が不採択となっており、令和8年度以降も現時点で申請の予定がないことから、廃止を行うものです。

なお、本要綱については、公布の日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(11)議案第29号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱を廃止する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(11)議案第29号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件(12)議案第30号「狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱」及び付議案件(17)議案第35号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、狛江市古墳保存整備検討委員会の所掌事務について、狛江市文化財保護審議会の分科会へ移管するため、本要綱を廃止するとともに、狛江市文化財保護条例第30条に基づき、狛江市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。詳細は、社会教育課文化財担当副主幹より説明します。

文化財担当副主幹 狛江市古墳保存整備検討委員会は、市内に所在する古墳の保存整備及び活用に関わる事項等について検討することを目的として設置されたものです。これまで猪方小川塚古墳の保存整備や亀塚古墳・土屋塚古墳等の古墳公園の整備に当たり指導・助言をいただけてきました。その内容は、狛江市文化財保護条例第26条に定める狛江市文化財保護審議会の所掌事務である、文化財の保存及び活用に関する重要事項の一つでもあることから、本検討委員会を、狛江市文化財保護条例施行規則第27条に基づく狛江市文化財保護審議会の分科会として位置付け直すこととし、本検討委員会を廃止するものです。

なお、本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

次に、狛江市文化財保護審議会委員は、狛江市文化財保護条例第30条の規定に基づき委嘱するもので、委員の定数は同条例第29条に10名以内と規定されていますが、現在5名が欠員となっており、今回の委嘱はその欠員を補うものです。なお、狛江市古墳保存整備検討委員会を狛江市文化財保護審議会の分科会として位置付け直すことから、狛江市古墳保存整備検討委員会の委員である池上悟氏と松井敏也氏の委嘱をお願いするものです。

なお、委員の任期は、現任委員の残任期間に相当する令和9年3月31日までとなります。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切

ります。それでは、お諮りします。

付議案件（12）議案第30号「狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱」及び付議案件（15）議案第33号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（12）議案第30号及び付議案件（15）議案第33号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（13）議案第31号「狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。

本件は、狛江市子ども読書啓発事業のサードブック事業について、図書カードの交付を行うための必要な文言修正等、所要の改正を行うものです。詳細は、図書館長より説明します。

図書館長 狛江市子ども読書啓発事業実施要綱第2条第1項第3号に定めるサードブック事業について、新中学1年生に図書館司書が推薦する本の中から子ども自ら好きな本を1冊選び、贈呈するという事業内容でしたが、令和8年度から、従来どおり図書館司書が推薦する本をお示しするほか、より幅広い本を子ども自身が選べるように、全国共通図書カードを配布することを可能とするため、所要の改正を行うものです。

全国共通図書カードの購入先については、市内の商業振興を図ることから、市内の書店を考えています。

なお、本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員 サードブック事業については、図書カードの交付を行うための改正とのことですが、図書カードを交付することに至った理由を教えてください。

図書館長 ブックスタートをはじめとする各事業の目的は、「子どもが本に触れ合い、読書の楽しさを知るきっかけを作り、自発的な読書活動につなげる」こととしており、市が中学に入学するまでの子どもに対して、その節目の時期に行っているものです。

今回の一部改正では、中学1年生を対象とするサードブック事業において、これまでの図書館司書が選んだ本の中から選ぶだけでなく、自らの意思で好きな本を手にすることができる機会を提供することにより、これまで以上に「読書の楽しさを知るきっかけづくりと、自発的な読書活動に寄与する」ことにつながるようにしたものです。

また、市内唯一の書店である紀伊国屋書店狛江店から図書カードを購入するとともに、同店において対象図書の展示と販売も行っていただく予定としており、

対象者が書店に足を運びきっかけにもなる取組にしたいと考えています。

小川委員 中学1年生の息子は、中学校に入ってから本を日常的に読むようになり、サードブック事業は中学生からの読書のきっかけになると思います。中学生になると、行動範囲が広がり、書店やインターネットでベストセラーの本を探して購入する生徒も増えると思われ、推薦された図書の中からだけでなく、自分が好きな本を探して購入できるのは良い取組だと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それで、お諮りします。

付議案件(13)議案第31号「狛江市子ども読書啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(13)議案第31号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件(14)議案第32号「狛江市文化財の指定について」、審議します。本件は、狛江市文化財保護条例第4条第1項に基づき、宿屋敷西1号墳出土遺物ほか3件を狛江市文化財として指定することに対し、承認を求めるものです。詳細は、社会教育課文化財担当副主幹より説明します。

文化財担当副主幹 宿屋敷西1号墳出土遺物ほか3件の文化財指定については、狛江市文化財保護条例第27条の規定に基づき、令和7年第7回定例会において、狛江市文化財保護審議会に諮問することを決定いただき、7月15日付けで狛江市文化財保護審議会会長宛てに諮問を行いました。

この諮問に対して、令和8年2月9日付けで、狛江市文化財保護審議会会長から、4件はいずれも文化財に値するとの答申がなされましたので、指定の決定についてお諮りするものです。

1件目の「宿屋敷西1号墳出土遺物」については、指定種別は、狛江市指定有形文化財のうち考古資料となります。内容は、5世紀第3四半期に築造された宿屋敷西1号墳を取り囲む周溝から出土した、土師器片10点、須恵器片7点、鉄製品5点(有袋鉄斧1点、鉄鐸1点、刀子1点、棒状鉄製品1点、板状鉄製品1点)、石製品(砥石)1点で、古墳における墓前祭祀の様子を示す遺物です。中でも鉄鐸は希少な遺物であることに加え、渡来系鍛冶工人や鉄器製作に関わる集団との関連が指摘されるものであり、狛江古墳群の中でも古い段階に築造された古墳の被葬者像や在地集団の様相を知る上で貴重な資料とされています。

次に、2件目の「木造屋形船 附漁船1艘、関係民具11点」は、指定種別は狛江市指定有形民俗文化財となります。

この木造屋形船は、和泉多摩川において貸ボート屋を営んでいた「たまりや」で、平成28年まで使用されていたものです。昭和39年に稲城市東長沼の川船大工、

久保井富蔵氏によって製作された木造のボート台船が屋形船として利用されてきたものです。久保井氏は約60年間にわたり多摩川で使われる川船を製作し続けた多摩川中流域における最後の船大工であり、同氏の船大工道具は、令和2年に東京都有形民俗文化財に指定されています。久保井氏が製作し実際に使用されていた屋形船のうち、現存するものとしては唯一のものと見られます。また、この屋形船は、多摩川中流域の伝統的な和船の特徴をよく留めており、また、狛江が戦後から高度経済成長期にかけて、多摩川沿いの行楽地として大変賑わった場所であるという歴史の一端を伝える貴重な資料とされています。なお、附とする資料は、屋形船とともに使用されていた漁船1艘と、屋形船で使用されていた船道具11点です。

次に、3件目の「高木家文書」及び4件目の「石井家文書」については、指定の種別は狛江市指定有形文化財のうち古文書となります。

3件目の高木家文書は、旧覚東村の高木家に残されてきた古文書2,396点です。その中には、江戸時代中期から明治時代前期の覚東村を描いた村絵図が含まれているほか、高度経済成長期における狛江のまちづくりの様子を伝える古文書が数多く含まれており、江戸時代から狛江町時代までの様子を知ることができる貴重な資料とされています。

4件目の石井家文書は、旧和泉村の石井家に残されてきた古文書2,738点です。江戸時代の検地帳のほか、村の様子が記された古文書、新田開発や多摩川の水害、村の様子が描かれた村絵図が含まれているほか、明治40年代に頻発した多摩川の洪水とその復旧工事に関する資料等が含まれており、江戸時代中期から近現代における狛江の様子を知る上で貴重な資料であるとされています。以上、4件の文化財については、狛江市文化財指定及び登録基準のうち指定の基準を満たしていることから、狛江市文化財に指定するよう答申がなされています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

森委員 今回、文化財保護審議会からの答申を受けて、4件の文化財を市指定文化財に指定することになります。文化財の指定は、狛江市の歴史や文化を考える上で重要な文化財に対して、保存及び活用のために必要な措置を講じるために行うものと考えますが、指定後の保存や活用の方法を御教示ください。

文化財担当副主幹 今回指定の対象となる4件の文化財については、いずれも市が所有しているもので、将来にわたる保存が前提となっており、木造屋形船を除く3件の文化財については、令和8年度に整備予定の文化財保管施設において、将来に向けて保管していく予定です。

活用については、木造屋形船は、すでに狛江市立古民家園の園庭において現物を展示・公開しています。また、高木家文書及び石井家文書については、主な文書や絵図などを『新狛江市史』の資料編に掲載するなど、すでに一部の活用を進めていますが、実物の公開には至っていません。また、宿屋敷西1号墳の出土遺物については、金属製品の錆化を防止する保存処理が今年度完了することから、

今後、3件の文化財についても、市役所ロビー等で期間を定めて展示公開するなど、活用を進めていきたいと考えています。

森委員 狛江市の貴重な文化財となりますので、丁寧な保存や管理をお願いしたいと思います。また、広く市民の皆さんが目に触れるように公開したり、狛江市内で学ぶ子どもたちが学びの中で目にしたり活用できる場があれば良いと考えます。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（14）議案第32号「狛江市文化財の指定について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（14）議案第32号は「可決」されたので、承認します。

次に、事務報告2「狛江市立学校における一斉閉庁の実施について」、報告を求めます。

学校教育課長 学校における働き方改革の一環として実施している学校の一斉閉庁について、例年どおり来年度も実施します。

来年度の閉庁期間は、8月10日（月）から8月14日（金）までの5日間です。前後の土日を含めると、計9日間の連続した休みとなります。

今年度同様、窓口業務や電話対応等は、原則、行わないこととし、児童・生徒の登校や校内での部活動についても、原則、行いません。

来年度当初に、学校を通じて保護者にお知らせを配布するとともに、市広報及び教育委員会ホームページでお知らせします。

なお、緊急連絡については、教育委員会では対応します。

教育長 次に、事務報告3「令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果狛江市の状況について」、報告を求めます。

指導室長 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」は、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」「持久走」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅跳び」、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「ハンドボール投げ」の体力・運動能力に関する調査と、質問紙による生活・運動習慣等の実態に関する調査があります。なお、中学校の体力・運動能力に関する調査では、「20mシャトルラン」か「持久走」のいずれかを選択することができます。

本資料では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が小学校第5学年、中学校第2学年で実施されていることに合わせ、同学年の結果を記載しています。資料のとおり、全国平均に比べ、小学校男子は「50m走」、中学校男子は「持久走」「20

mシャトルラン」が高く、中学校女子は「持久走」「20mシャトルラン」「立ち幅跳び」等が全国平均を上回っています。その一方で、小学校女子は全国平均に満たない種目が多く、「20mシャトルラン(持久力)」「長座体前屈(柔軟性)」に特に課題が見られます。

生活・運動習慣等については、「運動やスポーツを行う頻度」「運動やスポーツを行う時間」の、いわゆる運動への取組状況についての結果を記載しています。資料から、ほとんど運動をしない児童・生徒が一定層おり、運動の二極化の一端がうかがえます。

指導室では豊かなスポーツライフの実現のためには、日常的な体育的活動の充実を図ることが重要であると考えています。今年度の取組として、昨年度、独立行政法人教職員支援機構主催の「体力向上マネジメント指導者養成研修」を受講した指導主事が全校を訪問し、体育・保健体育科の授業観察及び学校の体力向上に係る取組のヒアリングを行うとともに指導・助言を行っています。また、各学校における授業観察で見られた指導上の有効なポイントについて資料化し、全校と共有しています。

今後も児童・生徒が様々な運動を経験することで楽しさや喜びを味わうとともに、進んで運動に取り組めるようにすることができるよう学校に指導・助言してまいります。

教育長 次に、事務報告4「令和7年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(6)」について、報告を求めます。

学校教育課長 第2回教育委員会定例会以降、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を資料のとおり実施しました。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員 事務報告3について、子どもたちにとって、今後の人生がより楽しく充実したものにするためには、健康寿命が重要であると言われています。そのために、本市では、体育的活動の充実と向上を図るため、指導主事が全校を訪問し、その専門性を生かして指導・助言を行ったと伺いました。学校にとっては大変ありがたいことですが、学校によって実態が異なるため、全体的にどのような成果や課題があったのかを教えてください。

指導室長 指導主事が参観した体育・保健体育科の授業から見た成果としては、概ね児童・生徒同士が関わり合い、仲間とともに協力しながら運動を楽しもうとする姿、自分たちで取組の過程を設定し、一人1台端末を活用しながら、能動的に取り組む姿等が見られました。また教員も児童・生徒に対し、積極的に称賛や指導・助言等の言葉がけを行い、児童・生徒の主体的な学びを支えていました。

課題としては、次の2点があります。第一に、主に小学校になりますが、教員による体育授業の指導力の差が生じないようにすることです。体育科の運動領域

は教科用図書がなく、例えば若手教員等にとっては、指導用資料の閲覧の他、体育を専門的に研究している教員の授業参観、OJT研修等の一層の充実が必要なものであると考えています。

第二に、令和5年度と令和6年度のかけはしプロジェクト委員会において「自ら進んで体力の向上を図る児童・生徒の育成」をテーマに、「運動の日常化」を中心に研究を行い、その成果としてゾーンごとの小学校と中学校の接続を踏まえた指導計画を作成しました。今後は児童・生徒の実態や課題について都度明らかにしながら、ゾーンの特色を活かした実効的な指導計画となるよう、ブラッシュアップしていくことが課題であると考えています。

指導室では引き続き、課題解決に向け、学校訪問等の機会をとおして、継続的に指導・助言をしてまいります。

佐伯委員

様々な指導と助言によって成果が出ていることはよくわかりました。小学校5年生と中学校2年生に対する調査ですが、その子どもたちが来年、再来年にどうなるかという経年比較については、今回の報告資料では読み取れません。

今年度、小学校5年生の女子は東京都と全国平均よりも低い種目が長座体前屈と20mシャトルランの2つ見受けられました。一方、中学校2年生の女子は持久走、シャトルラン、立ち幅跳びで東京都と全国平均を上回っています。小学校の時に運動が苦手だった子どもたちが、中学校の体育や部活動を通じて成果を上げていると思います。

令和6年度も同様の傾向が見られました。小学校5年生の女子はソフトボール投げが全国平均より低かったですが、逆に中学校2年生の女子はハンドボール投げが全国平均より高く、立ち幅跳び、上体起こし、反復横跳びも全国平均を上回っています。このことから、小学校5年生と中学校2年生の女子は昨年度も今年度も数的に運動能力が上昇しているという結果が読み取れます。指導室として、どのように分析されているのか教えてください。

指導室長

中学校において、これだけの成果が出ていることは、先生方が指導にしっかり取り組んでいる部分の一つあると思います。加えて、令和5年度と令和6年度のかけはしプロジェクトにおいて、運動に関する研究が進められていた点も挙げられます。実は中学校2年生について、令和3年度及び令和4年度の調査結果は比較的低いものでした。しかし、このかけはしプロジェクトなどを通じて、子どもたちの運動能力が向上したという成果が見られています。今後も引き続き、このプロジェクトでの指導内容をどう先生方に伝え、授業の改善を進めていくのが大切だと考えています。

佐伯委員

体力テストの種目自体は、決して楽しいものではありません。本来、運動は楽しい活動であるため、小学校、中学校、高校、成人といった各段階を通じて、子どもたちに「スポーツは楽しい」ということをぜひ教え、体験させたいと考えています。今後とも御指導のほど、よろしくお願いいたします。

小川委員

スマートフォンやタブレットを日常的に使っている子どもたちの生活を見ると、今後この調査結果が大きく改善することは難しいかもしれません。子どもたちが体力を維持、向上させる一助として、学校の休み時間にいかに身体を動かすか、中でも身体を動かすことが好きではない子どもが休み時間に身体を動かしたくなる工夫を考えてみました。

一つは体力向上のための器具の整備。西河原公園には誰でも自由に使える健康増進器具が設置されていて、器具を使って体力を維持、向上させることは、お年寄りだけでなく、子どもたちにも必要なのかもしれません。現在の校庭にある鉄棒や登り棒、雲梯などの器具は、令和の子どもたちは体力的にうまく使いこなせていないのではないかと思います。今後の学校整備時に、運動器具や体力向上器具を少しずつ入れ替えていくことも考えた方がよいかもしれません。

一つは中庭のプレイグラウンドマーキング。けんけんばやジグザグの線があるだけでも、遊びながら身体を動かすきっかけになります。海外では、こうした取組により運動活動量が30%ほど増加したという事例も報告されています。お金をかけない取組でも、身体を動かしたくなるきっかけは作れると思います。

令和8年度から中学校の平日の部活動の時間が1時間半に短縮すると伺いました。そのような変更も、生徒体力・運動能力と生活・運動習慣調査結果に影響が出るかもしれません。部活動の時間とこの調査結果との関係性についても、今後注視していただきたいと思います。

そして、旧狛江第四小学校跡地に建設予定のスポーツ施設とも結びつけて、子どもたち体力や運動能力向上のために、様々な事業を展開していただければと思います。

教育長

特に神経系の成長発達は10歳までですので、運動の経験がまず大切だと考えています。引き続き、環境や教員の指導力、そして子どもたちの意欲という点に注目しながら、取り組んでいければと思います。

他になければ、その他連絡事項はありますでしょうか。

教育政策監

「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について」、報告します。

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会は3月3日に第3回を開催しました。今年度の協議の最終回である第3回では、各コミュニティ・スクールのゾーンごとに、今年度のコミュニティ・スクールでの魅力ある学校づくりに向けた現状と課題についての協議結果について、発表がありました。

また、個別対応が必要な児童・生徒の増加などの現状認識の指摘も踏まえ、狛江市の特別支援教育の現状から見る課題について、狛江第三小学校の教員から話題提供の上、より解像度の高い課題認識を共通して持つことができました。

あるゾーンでは個別対応が必要な児童・生徒の増加や不登校や多様な学びへの対応が必要になっている現状を踏まえた上で、「教員にとって働きやすい環境、つまり、人が良い、地域が良い、という状態をつくるのが、子どもたちが楽しく通える魅力的な学校づくりに直結する」との意識のもと働きやすい環境づくりの必要性が示されました。この点は特別支援教育の話題提供とも重複し、特別支援

教育を受ける児童は10年前に比して倍の人数になっているにもかかわらず、既存の仕組みや取組の見直しが行われない状況にあり、現場は非常に厳しい状況にあることが指摘されました。

また、他のゾーンでも、育てたい子ども像や未来にも引き継ぎたいゾーンの強みを検討する中で、ゾーンの教育目標の更新が進んだこと、これまでの学校評価や児童・生徒のアンケート結果を改めて確認した上で児童・生徒の抱える不安感、恐怖心等に向き合う必要性等が認識できたことなどが発表されました。

総じて、4つのゾーンとも、2035年を意識した魅力ある学校づくりについて、これまで以上に建設的な協議や言語化を進める契機となったことが確認できました。具体的には、コミュニティ・スクールになってから初めて熟議することができたといった意見もあり、今後の学校づくりを考える上でも児童・生徒と教師とのコミュニケーションだけでなく、保護者や地域とのコミュニケーションを一層充実させる必要があるといった共通認識が得られました。

また、ゾーン間の違いが確認できる部分もありました。例えば、今後の育てたい子ども像として「前向きに挑戦」というキーワードが同じように出ているものの、子どもの現在の状況については、「自分に自信を持つことの難しさ」がうかがえるゾーンと、現時点での良さとして「前向き」や「チャレンジ精神」自体はあるとするゾーンとがありました。

これらの背景として考えられる可能性としては、幼少期からの経験や生活環境があり、後者のゾーンではゾーンの強みとして「自然環境」「文化環境」「農業」などのキーワードが出ており、自然や歴史と触れ合える機会が幼少期から意識されていることがうかがえました。

このように、ゾーンごとの発表からは、各学校・各ゾーンがすぐに着手すべきこともあれば、中長期でオール粕江で検討の上、取り組むべきことがありました。来年度は、中長期でオール粕江で検討すべきことに焦点化した上で、4回程度の協議を行い、論点整理の作成を進める予定です。

教育長

他になければ、以上をもちまして、令和8年粕江市教育委員会第3回定例会を閉会します。